

# 公益社団法人 広島西法人会

## かわら版（令和3年7月号）

### 1. 今後の税務署主催の年末調整説明会の取りやめについて

国税庁では各種事務のデジタル化を推進する中で、年末調整に係る情報提供について、従来の大規模集合方式から動画配信を中心とした形で行われることになりました。これに伴い、令和3年度以降、税務署主催の年末調整説明会は実施されないことになりましたのでお知らせいたします。当会では、11月に法人会主催の年末調整説明会を行う予定ですので、詳細が決まりましたら改めてご案内いたします。

### 2. 「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」の更新について

国税庁のホームページには、テレワークに関する社会的な関心の高まり等を踏まえ、課税関係の明確化を図るため「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」が掲載されています。この度FAQが更新されましたのでご案内いたします。以下の国税庁のホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

（国税庁ホームページ：パンフレット・手引き）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

 国税庁 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ で検索してください

### 3. インターネットセミナー「セミナーオンデマンド」のご紹介

会員企業なら無料で視聴できるインターネットセミナー「セミナーオンデマンド」をご存じでしょうか？視聴方法は、広島西法人会のホームページからセミナーオンデマンドサイトにアクセス、IDとパスワードを入れてお好きなセミナーを視聴するだけです。

会員企業なら常時600タイトル以上が無料で視聴でき、新型コロナウイルス感染症関連のものや、新生活様式で注目のオンライン会議システム（ZoomミーティングやCisco Webex）のようなテレワークに関するものなど幅広いジャンルに対応しています。また、スマホやタブレットでも視聴でき場所や時間を選びませんので気軽に視聴できます。チラシを同封しておりますので、ご確認ください。

【広島西法人会ホームページ→セミナーオンデマンド→ID：hj2503 PW：4720】

## 4. インボイス制度特設サイトのリニューアル等について

令和5年10月から導入され、本年10月から、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されるインボイス制度ですが、国税庁では事業者の方に広く知っていただくため特設サイトを設けております。この度、サイトのリニューアルが行われインボイス制度に関する情報がよりみやすくなりましたのでご案内いたします。

(国税庁ホームページ：インボイス制度特設サイト)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

 国税庁 特集 インボイス制度 で検索してください。

### ●オンライン説明会

国税職員がインボイス制度の基本的な仕組みや適格請求書発行事業者の登録申請の手続きについて説明を行います。時間は45分程度で、チャット機能により質疑も受け付けます。また、説明内容は、実務に即した実践的な内容になります。

※参加者申し込み受付については、インボイス制度特設サイトからお願いいたします。

オンライン説明会は週1回の開催予定で、8月末まで予定されています。

事業者の  
みなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「**適格請求書等保存方式**」(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

 国税庁

**インボイスを交付する事業者となるには  
事前に登録申請が必要です!**

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



**登録申請は、e-Taxをご利用いただくと  
手続きがスムーズです。**

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は  
国税庁ホームページ  
(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」  
をご覧ください。

特設サイトへ



### ○インボイスとは？

・売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### ○インボイス制度とは？

・売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。(また交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。)

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

